

証券コード 4584

2025年6月12日

(電子提供措置の開始日2025年6月5日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町三丁目8番3号
キッズウェル・バイオ株式会社
代表取締役社長 紅林 伸也

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目8番16号 新槇町ビル1階
TKP東京駅カンファレンスセンター ホール1B
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 第25期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類、並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
第25期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますのでいずれかにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kidswellbio.com/ir/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。）

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「キッズウェル・バイオ」又は「コード」に当社証券コード「4584」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集のご通知に際しては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

## ライブ配信のご案内

本株主総会の模様につきましては、株主総会当日午前10時より、インターネットでライブ配信いたします。視聴方法等の詳細につきましては、本招集ご通知とあわせてお送りする別紙をご確認ください。

### 【ライブ配信に関するご注意事項】

- ① ご出席株主様の肖像権・プライバシー等に配慮し、中継にあたっては会場後方からの撮影とし、可能な範囲においてご出席株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、併せてご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ② ライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。また、ご使用の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございます。
- ③ 万一、何らかの事情により中継を行わない場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ④ インターネットの接続方法やご視聴方法に関するお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ⑤ ライブ配信をご視聴の株主様は、株主総会に「出席」したものとは取り扱われな  
い点、ご承知おきください。議決権行使につきましては、事前の書面による方法  
をご検討ください。

# 事業報告

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当社グループは、バイオシミラー（バイオ後続品）の開発及び開発品上市後の原薬・製剤（以下、「バイオシミラー原薬等」）の供給を行う「バイオシミラー事業」、当社100%子会社の株式会社S-Quatre（以下、「エスカトル」）が独自開発した乳歯歯髄幹細胞（以下、「SQ-SHED」）。SHED（シェド）はStem cells from Human Exfoliated Deciduous teethの略）を活用した再生医療等製品の実用化を目指す「細胞治療事業（再生医療）」を主要事業としております。

なお、有限な経営資源を戦略的かつ集中的に投下するという経営方針に基づき協議した結果、創業来の事業であったバイオ新薬事業については、既に取得済みの研究成果を基に外部機関における研究活動を更に進めるため、事業開発活動に専念しております。

当社グループの連結業績につきましては、売上高5,082,053千円、研究開発費767,877千円、営業利益27,882千円、経常利益5,187千円、親会社株主に帰属する当期純損失21,140千円となりました。

バイオシミラー事業においては、バイオシミラーの需要拡大を踏まえ、原薬等の製造及び納品スケジュールについて継続的にパートナー製薬企業及び製造受託機関と調整を重ねた結果、予定通りに製造及び納品を完了いたしました。また2023年度以降、一部製品で製造運転資金の効率化を目的に実施していた支払い条件変更に伴い製造原価部分を除いた粗利益相当額のみを売上高に計上処理しておりましたが、当第3四半期末には通常の支払い条件に戻り当該影響が減少されました。更に、海外での物価及び円安により上昇した製造費用について、販売を担うパートナー製薬企業との供給価格改定交渉の一部が奏功した結果、売上高は前年同期比で大きく伸びました。また、細胞治療事業においては、エスカトルが開発を進めている脳性麻痺を対象とした再生医療等製品（開発コード：GCT-103）について、持田製薬株式会社（以下、「持田製薬」）との共同事業化契約の締結により契約一時金を受領している状況です。

以上から、バイオシミラー事業の売上高増加と利益率改善、細胞治療事業での契約一時金受領、及び研究開発費の適正化が寄与し、当グループ連結での営業利益並びに経常利益は、上場後初となる全社ベースでの黒字化を達成いたしました。一方、最終的な親会社株主に帰属する当期純利益については、バイオシミラー事業の黒字拡大による税金費用等の増加が影響し、依然赤字の状況となっております。

ります。しかしながら、バイオシミラー事業単体を指す当社単体決算においては、引き続き黒字を確保している状況です。

当連結会計年度における各事業の進捗状況は以下のとおりであります。

#### ① バイオシミラー事業

当該事業の事業進捗として、まず主にGBS-007とGBS-010に対する堅調な需要拡大に伴う製造運転資金増加に対応するため、支払条件等の見直しについてパートナー製薬企業との交渉に取り組みました。この結果、これまでに19億円を超える製造運転資金の圧縮を達成しております。また、海外における物価上昇及び円安の影響を受けた製造費用上昇については、供給価格への一部反映を実現いたしました。今後も、外部環境の変化等に応じた製造運転資金及び供給価格の適正化に取り組んでまいります。

更に、当社グループはかねてより一部バイオシミラー原薬等の安定供給体制の強化・維持、及び製造原価低減等を目的とし、新規製造受託機関への技術移管・製造法開発等にも注力してまいりました。当該変更における独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の承認を2025年5月に確認し、承認取得時期は当初計画より半年程遅延することとなりましたが、これによる当該バイオシミラーの原価率低減を通じた当社の利益率改善は2026年度から実現する見込みであります。

加えて、新たな収益源の創出を通じた当該事業の更なる成長を目指し、当社グループは、2024年6月、抗体医薬品の新薬開発に強みを持つ株式会社カイオム・バイオサイエンス（以下、「カイオム」）とバイオシミラーの開発に関する業務提携契約を締結いたしました。本契約に基づき、両社で合意した新規バイオシミラーの開発候補品については、両社のバイオ人材、バイオ医薬品の開発ノウハウや経験等を組み合わせ、また開発費用を分担し、主に細胞株や製造プロセス等の共同開発を進めてまいります。この協業によって開発された細胞株や製造プロセス等を製薬企業等へ導出あるいは譲渡した場合に得られる収益や、当該製薬企業等への開発支援に伴う業務提供による収益は、両社でプロフィットシェアする形とし、効果的にシナジーを生み出す協業モデルを目指します。なお、既に当該業務提携に基づく当社グループにとっての第5製品目以降の開発計画の具体化と並行して、複数の国内外製薬企業等と秘密保持契約下での協議を進めており、海外市場における事業展開も見据えた共同事業化契約等を2025年9月末までに締結することを目指しております。

また、今後更なる需要拡大が想定されるバイオシミラーについて、開発から製造・供給までをカバーする国内初のバイオシミラーのサプライチェーン構築と安定供給の実現を見据え、昨年よりアルフレッサ ホールディングス株式会社（以下、「アルフレッサ ホールディングス」）及びカイオムとの協議を開始し、更に当社の取引先でバイオシミラーを含むバイオ医薬品の製造及び製造

施設の整備に豊富な実績を有する台湾のバイオ医薬品製造受託機関である Mycenax Biotech Inc.（以下、「MBI」）とも協業の可能性について協議を進めてまいりました。こうした各社との協議や業務提携をベースに、国内製造施設の整備・稼働に協働して取り組むことに合意に至り、先般、厚生労働省「医療施設等施設整備費補助金（バイオ後続品国内製造施設整備支援事業）」に係る公募への共同申請に至りました。2025年5月の採択を受け、今後は4社の協働により、同補助事業の目的であるバイオシミラーの原薬・製剤製造施設の国内候補地での整備を含むバイオシミラー事業を推進に取り組んでまいります。

## ② 細胞治療事業（再生医療）

細胞治療の研究開発活動においては、これまでSQ-SHEDの特徴に基づきその治療効果が期待できる疾患として脳性麻痺（遠隔期）、骨疾患等を選択し、研究を進めてまいりました。その成果として、脳性麻痺については、名古屋大学と共同で実施中の臨床研究において、SQ-SHEDが初めてヒトに投与されました（ファースト・イン・ヒューマン）。本研究では自家（患者様自身の）SQ-SHEDを3例の患者様に投与する計画で、これまでに2例の患者様への投与が完了し、観察が進行中です。更に、構築済みのマスターセルバンク（MCB）を用いた、日本国内における同疾患を対象とした同種（他家）SQ-SHED（当社開発コード：GCT-103）については、2025年3月に持田製薬との間で共同事業化契約の締結に至りました。今後は持田製薬が治験等を、当社がSQ-SHEDの製造等を主な役割として共同で推進します。

一方、海外市場におけるGCT-103の臨床開発に向けては、海外開発受託機関等との契約を締結し、治験責任医師や治験実施施設の選定含む開発体制の構築等に取り組んでいます。その取り組みの一環として、海外治験開始に向け、当社が保有する非臨床試験データと構築中の製剤製造プロセス、及び今後の試験計画について海外開発受託機関にて充足性の評価を実施し、必要なデータ取得及びプロセスが順調に進んでいることを確認しました。

骨疾患については、これまでの北海道大学との共同研究成果に基づき、2024年9月に新たに獨協医科大学及びHOYA Technosurgical株式会社（以下、「HOTS」）と虚血性骨疾患の新規治療法開発を目指した共同研究契約を締結し、実用化に向けた共同研究を開始しました。

SQ-SHEDの次世代大量製造技術開発についても独自に取り組みを進めており、世界的な培養機器メーカーである米国のコーニング社の協力の下、新たな大量培養製法の開発に成功し、2025年5月に米国で開催された国際細胞治療学会（ISCT）にて同社と共同で発表を行いました。更に、後期臨床試験及び商用製造への適用に向け、本格的なプロセス開発を進めるべく、製造受託事業を展開するニプロ株式会社（以下、「ニプロ」）と共同開発契約を締結し、エスカトルからの技術移管を完了しました。

## (2) 資金調達の状況

当事業年度において、2025年1月14日にCVI Investments, Inc. が保有する第15回新株予約権及び第18回新株予約権の未行使の買入れ及び消却を実施し、第三者割当の方法により、CVI Investments, Inc. を割当先とした第23回新株予約権及び第24回新株予約権を発行致しました。その後、一部行使により310,001千円の払込がありました。なお、本招集通知公表時点では、第24回新株予約権はそのすべての行使が完了しております。

## (3) 重要な組織再編等の状況

当社は、2024年4月1日を効力発生日として、細胞治療事業（再生医療）を株式会社S-Quatreに承継させる新設分割を行いました。

## (4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                             | 第 22 期<br>(2022年3月期) | 第 23 期<br>(2023年3月期) | 第 24 期<br>(2024年3月期) | 第 25 期<br>(2025年3月期) |
|---------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 売 上 高 (千円)                      | 1,569,232            | -                    | -                    | 5,082,053            |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△) (千円) | △952,640             | -                    | -                    | 5,187                |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (△) (千円)    | △535,259             | -                    | -                    | △21,140              |
| 1株当たり当期純損失(△) (円)               | △17.35               | -                    | -                    | △0.52                |
| 総 資 産 (千円)                      | 3,503,335            | -                    | -                    | 7,008,496            |
| 純 資 産 (千円)                      | 1,718,513            | -                    | -                    | 1,410,977            |
| 1株当たり純資産額 (円)                   | 48.79                | -                    | -                    | 30.50                |

(注) 1. 第23期及び第24期は連結計算書類を作成していないため、各指標については記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## ②当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                   | 第 22 期<br>(2022年 3 月期) | 第 23 期<br>(2023年 3 月期) | 第 24 期<br>(2024年 3 月期) | 第 25 期<br>(2025年 3 月期) |
|---------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 売 上 高 (千円)                            | 1,569,232              | 2,776,241              | 2,431,236              | 4,930,345              |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ ) (千円)     | △968,535               | △624,769               | △1,389,601             | 583,882                |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ ) (千円) | △550,863               | △657,434               | △1,422,078             | 557,734                |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) (円)     | △17.86                 | △20.77                 | △40.23                 | 13.77                  |
| 総 資 産 (千円)                            | 3,470,336              | 3,894,765              | 5,085,550              | 7,518,771              |
| 純 資 産 (千円)                            | 1,702,908              | 1,233,505              | 831,473                | 1,989,853              |
| 1株当たり純資産額 (円)                         | 48.30                  | 32.36                  | 21.35                  | 43.69                  |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第22期期首から適用しております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

| 会 社 名        | 資 本 金     | 出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容    |
|--------------|-----------|------|------------------|
| 株式会社S-Quatre | 5,000(千円) | 100% | 細胞治療事業<br>(再生医療) |

### ③ その他の重要な企業結合の状況

ノーリツ鋼機㈱は、当社の議決権を21.58%所有しており、当社はノーリツ鋼機㈱の持分法適用の関連会社であります。

## (6) 対処すべき課題

### ① バイオシミラー事業

バイオシミラー（バイオ後続品）は、患者様の経済的な負担軽減による治療継続や、医療費削減による健康保険制度の維持等、社会的意義を有する医薬品であり、当社グループではその安定供給及び更なる開発に向けて取り組んでおります。今後も国内外の大手製薬企業等によって多くの先行バイオ医薬品が開発・上市され、それらが特許期間・再審査期間の満了を迎えることで、バイオシミラー市場には引き続き豊富な事業機会が見込まれます。加えて、厚生労働省によるバイオシミラーの普及目標の設定や使用促進に向けた診療報酬の新設等を背景に、バイオシミラーの需要拡大と市場成長が継続すると予測されています。一方で、国内にはバイオシミラー開発に関わるノウハウや実績、人材を有する企業が限られている中、当社は、これまでに培ってきた知見や人材等を活かし、今後も多くのバイオシミラーの事業化に貢献するとともに、市場拡大を上回る成長を目指してまいります。

当社グループでは、こうした社会的役割と市場環境を踏まえ、バイオシミラー事業を今後の安定収益と業績拡大の柱と位置づけ、既存製品の価値最大化、新たなバイオシミラーの開発、そして海外展開による収益基盤の強化を積極的に推進しております。具体的には、パートナー製薬企業との連携を通じて既存製品の市場浸透と収益性の向上を図るとともに、これまで手掛けたバイオシミラー４製品の開発で蓄積してきた技術的知見と経験を活かし、新規バイオシミラーの開発を効率的かつ優位に進めてまいります。また、為替変動による業績への影響を抑制する観点から海外展開を積極的に検討するとともに、資金効率の改善を図ることで、継続的な成長を目指した事業モデルへの変革を推進してまいります。

なお、バイオシミラー事業における主要な取り組み等は、以下のとおりであります。

#### イ ペグフィルグラスチムバイオシミラー（開発番号：GBS-010、対象疾患領域：がん）への取り組み

当該バイオシミラーは、がん化学療法に伴う発熱性好中球減少の抑制を目的とした次世代型フィルグラスチム（ペグフィルグラスチム）のバイオシミラーです。本製剤は、フィルグラスチムにPEG（ポリエチレングリコール）を修飾することで投与回数を減らし、効果の持続性を向上させた高付加価値製剤です。当社は、2016年12月に持田製薬共同事業化契約を締結し、共同開発を推進してまいりました。その結果、2023年9月25日には同社が国内での製造販売承認を厚生労働省より取得し、同11月22日より販売が開始いたしました。販売開始後には当初想定を上回る受注があり、今後の更なる需要拡大が見込まれております。これに対応するため、安定供給

体制の構築及び収益性の一層の向上を図り、引き続き持田製薬及び製造受託機関等と連携しながら、供給量の拡大や原価低減策に取り組んでまいります。

ロ ラニビズマブバイオシミラー（開発番号：GBS-007、対象疾患：眼疾患）への取り組み

当該バイオシミラーは、世界的な高齢化社会の進展や生活習慣の変化に伴い患者数が増加している黄斑変性症等の眼疾患に対する治療薬として、当社が千寿製薬株式会社（以下、「千寿製薬」）と共同で開発を行ってきたラニビズマブのバイオシミラーです。2021年9月27日に同社が厚生労働省より国内での製造販売承認を取得し、同12月9日より販売を開始いたしました。販売開始後には当初想定を大幅に上回る受注があり、2023年9月には適応症の追加取得を得て、今後も更に需要拡大が見込まれております。今後は、更なる安定供給体制の構築及び収益性の一層の向上を図るため、引き続き千寿製薬及び製造受託機関等と連携しながら供給量の拡大と原価低減策に向けた取り組みを進めてまいります。

ハ 新たなバイオシミラー製品の開発に向けた取り組み

日本においては、医療財政逼迫や高額な医薬品への患者アクセスの課題がある中で、バイオシミラーへの社会的な需要がますます高まっております。こうした環境下、当社は持続可能な医療体制の構築に貢献するとともに、バイオシミラー事業の安定的かつ継続的な収益基盤を更に強化すべく、新たなバイオシミラーの開発に向けた取り組みを積極的に推進しております。2024年6月には、抗体医薬品の新薬開発に強みを持つカイオムとの間でバイオシミラー開発に関する業務提携契約を締結し、既に当該業務提携に基づく当社グループにとっての第5製品目以降の開発計画の具体化と並行して、複数の国内外製薬企業等と秘密保持契約下での協議を進めております。更に2025年5月には、厚生労働省「医療施設等施設整備費補助金（バイオ後続品国内製造施設整備支援事業）」に採択されたことを受け、アルフレッサ ホールディングス、カイオム、MBIとの協働により当該事業の目的であるバイオシミラーの原薬・製剤製造施設の国内候補地での整備を推進してまいります。

② 細胞治療事業（再生医療）

次世代医療として期待される再生医療は、治療法がない、もしくは従来の治療法では十分な効果が得られなかった難病や希少疾患に対する新たなアプローチとして注目されており、京都大学の山中伸弥教授によるiPS細胞の発見とノーベル賞受賞を契機に、世界中で応用研究や産業化が急速に進んでい

ます。当社グループは、細胞治療を今後の飛躍的な企業成長を支える重要な事業領域と位置づけ、SQ-SHEDを活用した革新的な再生医療等製品等の研究開発に取り組んでおります。その中核であるSQ-SHEDはiPS細胞と間葉系幹細胞（MSC）の利点を併せ持つ、従来にないユニークな幹細胞です。これまで広く研究されてきた骨髄や脂肪組織由来のMSCは成人の中胚葉組織を由来とするのに対し、SHEDは小児の外胚葉系組織を由来とするため、極めて高い増殖能力を有することが特徴です。更にその能力は、当社独自のSQ製法により強化されており、わずか1本の乳歯から大量の再生医療等製品を製造することが可能となりました。これにより、ドナー細胞の切り替え（ドナーチェンジ）を行うことなく、製品ライフサイクル全体に対応することが可能となり、ドナーチェンジのたびに求められる品質再証明が不要になることから、開発効率と供給の安定性が飛躍的に向上します。加えて、現在国内で承認されている再生医療等製品の多くが海外ドナー由来の原料に依存しているのに対し、SQ-SHEDは日本国内で安定的かつ持続的に入手可能な乳歯を原料とするため、海外の紛争やパンデミックといった外的リスクの影響を受けることなく、安定した製品の製造・供給が可能です。

当社の子会社であるエスカトルはこのSQ-SHEDの実用化を目指し、治療法がない、もしくは従来の治療法では十分な効果が得られなかった希少疾患や小児疾患等を対象に再生医療等製品等の研究開発を行っております。

細胞治療事業における主要な取り組みは、以下のとおりです。

#### イ 開発番号：GCT-103（対象疾患：脳性麻痺）

脳性麻痺は、出産前後の周産期において酸素欠乏や感染症等が原因となって脳が損傷を受けた結果、成長の過程で運動障害等の症状が現れる疾患です。出産直後の急性期には症状が明確でないことが多く、将来的な症状の予測も困難です。しかしながら、急性期を過ぎて病状が固定した後の遠隔期（慢性期）からでは治療は難しいと一般的に考えられており、有効な治療法が求められているにも関わらず、その開発はほとんど行われてきませんでした。エスカトルはこの遠隔期に対する治療法開発に取り組んでおり、名古屋大学附属病院小児科と共同で、自家SQ-SHEDの臨床研究を実施中です。これまでに2例の患者様への投与が完了し、現在は最終3例目の患者様への投与に向けて準備が進んでおります。尚、3例目の患者様の乳歯の動揺・抜歯の時期が当初想定より遅れたことから、名古屋大学による当該臨床研究に関する中間解析結果の公表時期は、2025年12月頃となる見込みです。MCBを用いた他家SQ-SHEDの国内企業治験については、2025年3月に持田製薬と共同事業化契約を締結し、同社と共同で、治験実施に向けた準備を進めております。海外市場についてはエスカトル単独で、海外の開発受託機関等との契約の下、治験責任医師や治験実施施設の選定含む開

発体制の構築等に取り組む一方で、海外パートナー候補との協議も進めております。

ロ 開発番号：GCT-102（対象疾患：腸管神経節細胞僅少症）

腸管神経節細胞僅少症は、腸管の蠕動運動を制御する神経細胞の不足により腸閉塞症状を示す難病で、治療法が確立されていません。SQ-SHEDは腸管神経節細胞と同じ神経堤由来の細胞であるため、投与されたSQ-SHEDが不足している腸管神経節細胞を補う働きをすることにより、腸管蠕動運動が回復する可能性が期待されます。加えて、当該疾患の研究開発については、国立研究開発法人 日本医療研究開発機構（AMED）が公募する「令和7年度 成育疾患克服等総合研究事業：先制医療実現に向けた周産期・小児期臨床研究開発等の推進」に九州大学と共同で申請し、2025年4月に採択されました。エスカトルは今後も当該疾患に対する新規治療法の創出に向けて開発を進めてまいります。

ハ SQ-SHEDを活用した再生医療等製品の開発（対象疾患：虚血性骨疾患）

虚血性骨疾患は、血流の減少（虚血）によって骨が壊死する病態で、特に股関節を形成する大腿骨頭は虚血に陥るリスクが高く、骨折後に治癒せず壊死したり、骨折がなくても特発性大腿骨頭壊死症と呼ばれる疾患を発症することがあります。この疾患は、骨頭が虚血性壊死に陥り、圧潰することで股関節機能が失われる指定難病で圧潰を防ぐ治療法は確立されていません。エスカトルは当該疾患に対する新規治療法の創出を目指し、2024年9月以降、骨疾患に対する診療実績が豊富な獨協医大、及び骨充填剤の開発実績が豊富なHOTSと共同研究を進めております。

ニ SQ-SHEDの次世代大量製造技術開発

SQ-SHEDを用いた再生医療等製品の次世代製造技術開発にも独自に取り組みを進めており、世界的な培養機器メーカーである米国のコーニング社の協力の下、新規の大量培養製法の開発に成功しています。加えて、後期臨床試験及び商用製造への適用に向け、本格的なプロセス開発を行うべく、製造受託事業を展開するニプロと共同開発契約を締結し、エスカトルからの技術移管を完了しております。引き続き各社と協働の下、開発を進めてまいります。

ホ 第二世代SQ-SHEDの研究

エスカトルでは、より高い治療目標の達成や新たな疾患領域への展開を目指して、遺伝子導入や培養法改変により機能強化を図った第二世代SQ-SHEDの研究開発にも取り組んでおります。名古屋大学附属病院脳神経外科

との脊髄損傷を対象とした共同研究成果、並びに浜松医科大学との脳腫瘍と対象とした共同研究成果を踏まえ、現在、臨床試験を目指した製法開発等に取り組んでおります。

### ③ 医薬品開発事業全般における優位性の確保

#### イ 開発品目ポートフォリオの最適化

上述のとおり当社は両事業で複数の開発品目を保有しており、限られた人員と資金を効率的に投下して最大限の成果を創出すべく、提携先の製薬企業等や業務委託先との協業の下、各開発品の価値最大化に努めております。一方で、バイオシミラー及び再生医療等製品を取り巻く環境は、市場動向、技術革新や各疾患領域における標準治療法の変化、更には競合他社の開発状況等、日々変化しています。当社グループは、これら社内外の様々な要因を総合的に勘案し、開発品目の優先順位の見直しや、新規テーマの立ち上げ、開発中止の判断等を適切に行い、開発ポートフォリオの最適化を継続的に図ってまいります。

#### ロ 高品質な原薬の安定供給体制の確立

バイオシミラーや細胞治療（再生医療）を事業化する上で、高品質な原薬の安定供給は極めて重要な要素です。当社グループは、バイオシミラー事業において、高品質な原薬の製法開発と安定供給体制の確立・維持に長年取り組んでおり、これまで日本国内において承認されているバイオシミラー19製品中4製品の開発に携わってまいりました。これは、バイオベンチャーとしては類を見ない実績であり、当社の強みを形成する重要な基盤となっています。こうしたバイオシミラー事業で蓄積した製造技術・品質管理等の豊富な知見と経験を、細胞治療事業に横展開することで、高品質な原薬の安定供給体制の早期確立を目指しております。これにより、当社の開発品目における優位性の確保し、ひいては事業価値最大化を図ってまいります。

#### ハ 提携による事業推進

当社グループは、バイオシミラー事業と細胞治療事業（再生医療）の二つの事業を柱とし、バイオベンチャーとしては特徴的な「安定と成長の両立」を戦略に掲げ、限られた経営資源を最大限活かし事業を推進しております。その実現に向けて、パートナー企業等との連携を通じた効率的な研究開発活動を推進し、企業価値の最大化に取り組んでおります。

バイオシミラー事業においては、当社のバイオ医薬品原薬の製法開発機能とパートナー企業の臨床開発機能を組み合わせて開発を進めることが重要であり、製品ごとに最適な製造委託先企業との連携が必須です。

細胞治療事業においては、研究ステージから開発ステージへの進展時期にあり、製薬会社、開発受託機関、製造受託機関、培養機器メーカー等との提携を積極的に進めながら事業展開しております。基礎研究においても、アカデミアやスタートアップ等外部で生まれる新しい科学技術を積極的に取り込み、新たなパイプラインの醸成に活用しております。SQ-SHEDの強みと、外部の新しい科学技術を組み合わせることで、革新的で競争力のある医薬品の創出につなげていきたいと考えています。

以上のように、当社グループは、当社グループの強みとパートナー企業等の強みを掛け合わせ、研究開発活動を推進しており、今後も、新たなバイオシミラーの開発や革新的な再生医療等製品の創出に向けて、積極的なパートナーリング活動に取り組んでまいります。

#### ④ その他事業価値向上に向けた取り組み

2023年度から、新たな経営体制の下、企業価値の最大化と株価の回復・成長の早期実現を目的として、資金調達手段の最適化、事業価値の見える化に取り組んでおります。

資金調達手段の最適化に向けては、エスカトルの設立により、当社はバイオシミラー事業に、エスカトルは細胞治療事業に専念する体制を構築し、それぞれの事業特性や事業ステージに応じた資金調達手段の活用に向けた取り組みを開始しました。具体的には、銀行や投資ファンド等の金融機関に加え、各事業のパートナー候補企業との資本提携も視野に入れ、既に複数社と協議を進めています。また、主にバイオシミラー事業における資金効率の改善については、パートナー製薬企業との支払条件変更等を通じて売上債権の回転率改善等が進んでおり、バイオシミラーの需要拡大により大きく増加した製造運転資金についても19億円超の圧縮を達成しました。今後も、研究開発投資と製造運転資金の適正化を継続し、資金ニーズをコントロールするとともに、間接金融の活用拡大や、事業パートナーからの資金調達に努め、株式市場依存からの早期脱却を目指していきます。

また、上述の製造運転資金の圧縮に伴う資金ニーズの削減を受け、2024年12月26日に、第15回及び第18回新株予約権（既存予約権）の買入消却と第23回及び第24回新株予約権（新規予約権）の発行（リファイナンス）を決議しました。本リファイナンスでは、資金ニーズ削減に沿って発行規模を縮小し、株式価値の希薄化に配慮しました。また、行使価格と株価との乖離により長期化していた既存予約権による資金調達を中止し、当社の株価実勢に即した行使価格で新規予約権を発行することにより資金調達の早期完了を目指しています。このような対応により、オーバーハング懸念の軽減を通じて当社株式の需給バランスを改善し、事業成果が適切に株価に反映される環境を整えるとともに、バイオシミラーを患者様に切れ目なく

安定供給するために必要な製造運転資金を確保し、バイオシミラー事業の確実な成長を実現します。なお、本報告時点では、第24回新株予約権のすべてについて行使が完了し、併せて既存の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部転換が進むなど、資金調達とオーバーハング懸念の軽減が着実に進んでおります。

事業価値の見える化については、エスカトルの設立を通じて、当社単体としてのバイオシミラー事業の黒字化を明確に開示できる体制を構築する等、株式市場に対する情報発信の質の向上に継続して取り組んでおります。また、2023年度に構築した海外機関投資家に対する開示体制を活用しつつ、2024年度は国内外のパートナーリングイベントへの積極的な参加を通じた海外機関投資家との対話の強化、アナリストやメディア等とのコミュニケーションによる当社グループの強みに対する理解促進及びレポートや記事等による情報発信の拡充、更に個人投資家向け説明会の地域・対象拡大による接点の強化等、IR・PR活動の一層の強化に取り組んでおります。

⑤ コンプライアンス・リスク管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社グループが円滑にパートナー企業等との提携関係を構築・維持し、研究開発活動を推進していくためには、社会的信用の維持・向上が不可欠であると認識しております。当社の取引先は上場企業や公的研究機関といった高い社会的信頼性を有する組織が多く、こうした企業や機関と信頼に基づく健全な取引関係を維持していくためには、当社グループの信用力が重要となります。このような認識の下、当社グループは小規模な組織ではありますが、コンプライアンス意識の醸成とリスク管理体制の強化に継続的に取り組んでおります。また、全てのステークホルダーに対して組織的かつ的確に対応できる体制を構築するため、コーポレート・ガバナンスの改善を進め、経営の公正性・透明性を高めてまいります。

⑥ 継続企業の前提に関する重要事象等

当連結会計年度において上場来初の営業黒字を確保しておりますが、今後も、事業収益や製造運転資金とのバランスを取りながら、適正な範囲でバイオシミラー事業と細胞治療事業（再生医療）の事業価値最大化に向けた研究開発投資を積極的に行っていくため、一時的に期間損益がマイナスとなる可能性があります。そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況となっておりますが、バイオシミラー事業の拡大に伴う製造運転資金や両事業の研究活動資金のニーズに対して、バイオシミラー事業によるキャッシュフローで対応することに加え、金融機関からの借入等により適時、事業継続に必要な資金調達活動を実施しておりますので、継続企業の前提に関する重要な不確実性はないと認識しております。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

| 区 分           | 主 な 内 容                      |
|---------------|------------------------------|
| 医 薬 品 開 発 事 業 | ・ バイオシミラーの開発<br>・ 再生医療等製品の開発 |

(8) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

| 名 称       | 所 在 地                                       |
|-----------|---------------------------------------------|
| 本 社       | 東京都中央区新川一丁目2番12号                            |
| 東 京 研 究 所 | 東京都江東区                                      |
| 札 幌 研 究 所 | 札幌市北区（北海道大学創成研究機構生物機能分子研究開発プラットフォーム推進センター内） |

(9) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況 37名

- （注） 1. 上記は就業人員数であり、臨時雇用者数は含んでおりません。  
2. 当社グループは医薬品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。  
3. 当期より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

②当社の使用人の状況（2025年3月31日現在）

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 37名     | 5名減       | 48.5歳   | 5.6年        |

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況（2025年3月31日）

| 借 入 先        | 借 入 額    |
|--------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行    | 1,075百万円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 262百万円   |

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 60,000,000株

(2) 発行済株式の総数 43,881,013株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は、4,941,100株増加しております。

(3) 株主数 11,822名

(4) 大株主

| 株主名                    | 持株数       | 持株比率  |
|------------------------|-----------|-------|
|                        | 株         | %     |
| ノース鋼機株式会社              | 9,471,832 | 21.58 |
| 江平文茂                   | 1,415,200 | 3.22  |
| NANO M R N A 株式会社      | 1,000,000 | 2.27  |
| 野村信託銀行株式会社（信託口2052241） | 721,000   | 1.64  |
| J S R 株式会社             | 686,814   | 1.56  |
| 株式会社 N I N E           | 680,000   | 1.54  |
| 千寿製薬株式会社               | 555,200   | 1.26  |
| 大友宏一                   | 500,050   | 1.13  |
| 楽天証券株式会社               | 460,000   | 1.04  |
| 津田謹誠                   | 436,800   | 0.99  |

（注）持株比率は自己株式（94株）を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第13回新株予約権                        | 第16回新株予約権                        | 第17回新株予約権                        |        |          |        |
|------------------------|---------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--------|----------|--------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2021年9月10日                       | 2022年9月9日                        | 2022年9月9日                        |        |          |        |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 43個                              | 42個                              | 56個                              |        |          |        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 4,300株<br>(新株予約権1個につき 100株) | 普通株式 4,200株<br>(新株予約権1個につき 100株) | 普通株式 5,600株<br>(新株予約権1個につき 100株) |        |          |        |
| 新株予約権の払込金額             |                     | 無償                               | 無償                               | 無償                               |        |          |        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個あたり 100円<br>(1株当たり 1円)    | 新株予約権1個あたり 100円<br>(1株当たり 1円)    | 新株予約権1個あたり 100円<br>(1株当たり 1円)    |        |          |        |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2024年9月30日から<br>2026年9月29日まで     | 2025年9月29日から<br>2027年9月28日まで     | 2024年9月29日から<br>2026年9月28日まで     |        |          |        |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 1                            | (注) 1                            | (注) 1                            |        |          |        |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数                          | 1個                               | 新株予約権の数                          | 1個     | 新株予約権の数  | 56個    |
|                        |                     | 目的となる株式数                         | 1株                               | 目的となる株式数                         | 1株     | 目的となる株式数 | 5,600株 |
|                        |                     | 保有者数                             | 1名                               | 保有者数                             | 1名     | 保有者数     | 2名     |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数                          | 15個                              | 新株予約権の数                          | 15個    | 新株予約権の数  | 1個     |
|                        |                     | 目的となる株式数                         | 1,500株                           | 目的となる株式数                         | 1,500株 | 目的となる株式数 | 1株     |
|                        |                     | 保有者数                             | 1名                               | 保有者数                             | 1名     | 保有者数     | 1名     |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数                          | 28個                              | 新株予約権の数                          | 27個    | 新株予約権の数  | 1個     |
|                        |                     | 目的となる株式数                         | 2,800株                           | 目的となる株式数                         | 2,700株 | 目的となる株式数 | 1株     |
|                        |                     | 保有者数                             | 3名                               | 保有者数                             | 3名     | 保有者数     | 1名     |

|                        |                     | 第19回新株予約権                        | 第20回新株予約権                        | 第21回新株予約権                         |
|------------------------|---------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2023年9月8日                        | 2023年9月8日                        | 2024年9月12日                        |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 75個                              | 35個                              | 221個                              |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 7,500株<br>(新株予約権1個につき 100株) | 普通株式 3,500株<br>(新株予約権1個につき 100株) | 普通株式 22,100株<br>(新株予約権1個につき 100株) |
| 新株予約権の払込金額             |                     | 無償                               | 無償                               | 無償                                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個あたり 100円<br>(1株当たり 1円)    | 新株予約権1個あたり 100円<br>(1株当たり 1円)    | 新株予約権1個あたり 100円<br>(1株当たり 1円)     |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2026年9月27日から<br>2028年9月26日まで     | 2025年9月27日から<br>2027年9月26日まで     | 2027年10月2日から<br>2029年10月1日まで      |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 1                            | (注) 1                            | (注) 1                             |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 32個                      | 新株予約権の数 35個                      | 新株予約権の数 111個                      |
|                        |                     | 目的となる株式数 3,200株                  | 目的となる株式数 3,500株                  | 目的となる株式数 11,100株                  |
|                        |                     | 保有者数 1名                          | 保有者数 1名                          | 保有者数 2名                           |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 15個                      | 新株予約権の数 1個                       | 新株予約権の数 50個                       |
|                        |                     | 目的となる株式数 1,500株                  | 目的となる株式数 1株                      | 目的となる株式数 5,000株                   |
|                        |                     | 保有者数 1名                          | 保有者数 1名                          | 保有者数 2名                           |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 28個                      | 新株予約権の数 1個                       | 新株予約権の数 60個                       |
|                        |                     | 目的となる株式数 2,800株                  | 目的となる株式数 1株                      | 目的となる株式数 6,000株                   |
|                        |                     | 保有者数 3名                          | 保有者数 1名                          | 保有者数 3名                           |

(注) 第13回、第16回、第17回、第19回、第20回及び第21回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

|                    |           | 第22回新株予約権                         |
|--------------------|-----------|-----------------------------------|
| 新 株 予 約 権 の 数      |           | 892個                              |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 |           | 普通株式 89,200株<br>(新株予約権1個につき 100株) |
| 権 利 行 使 期 間        |           | 2026年10月2日から2028年10月1日まで          |
| 従業員等への交付状況         | 当 社 従 業 員 | 新株予約権の数 892個                      |
|                    |           | 目的となる株式数 89,200株                  |
|                    |           | 交付者数 37名                          |

(注) 上記以外の第22回新株予約権の払込金額、行使に際して出資される財産の価額及び行使条件は、(1)第20回新株予約権と同様であります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

|                                     | 第23回新株予約権                                                       | 第24回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                           | 2024年12月26日                                                     | 2024年12月26日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の総数                            | 13,746個                                                         | 60,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新 株 予 約 権 の<br>目的となる株式<br>の 種 類 と 数 | 普通株式 1,374,600株<br>(新株予約権1個につき 100株)                            | 普通株式 6,000,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 新 株 予 約 権 の<br>払 込 金 額              | 新株予約権1個あたり 35円                                                  | 新株予約権1個あたり 52円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 行 使 価 額 及 び<br>行 使 価 額 の<br>修 正 条 件 | 行使価額104円<br>本新株予約権については、行使価額の修正は行われず、したがって上限行使価額及び下限行使価額はありません。 | 当初行使価額94円<br>本新株予約権の行使価額は、2025年1月20日を初回の修正日とし、その後毎週月曜日（以下、「修正日」といいます。）において、当該修正日に先立つ15連続取引日各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最安値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が52円（以下「下限行使価額」という。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。なお、下限行使価額は、当該本新株予約権の発行決議日の直前取引日である2024年12月25日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額（1円未満の端数切り上げ）であります。 |
| 新 株 予 約 権 の<br>行 使 期 間              | 2025年1月15日から<br>2028年1月15日まで                                    | 2025年1月15日から<br>2025年9月15日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 割 当 先                               | 第三者割り当ての方法により、発行した新株予約権の総数をCVI Investments, Inc. に割り当てた。        | 第三者割り当ての方法により、発行した新株予約権の総数をCVI Investments, Inc. に割り当てた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                              | 第4回無担保転換社債型新株予約権<br>付社債に付された新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 発行決議日                        | 2022年6月23日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 社債に付された<br>新株予約権の総数          | 40個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の<br>目的となる株式<br>の種類と数   | <p>新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を発行要項に定める転換価額で除して得られる数とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の<br>払込金額               | 新株予約権と引換えに払い込みを要しない                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 | <p>本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を以下に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。</p> <p>転換価額は、当初291円とする。但し、転換価額は発行要項の以下規定に従って修正又は調整される。</p> <p>2023年1月30日、2023年7月30日、2024年1月30日、2024年7月30日、2025年1月30日、2025年7月30日、2026年1月30日及び2026年7月30日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日に先立つ15連続取引日において、</p> |

|                              |                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                              | 第4回無担保転換社債型新株予約権<br>付社債に付された新株予約権                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 | 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額（1円未満の端数切り上げ）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は当該修正日において有効な転換価額のいずれか低い方に修正される。但し、修正日にかかる修正後の転換価額が132円を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。 |
| 新株予約権の行使期間                   | 2022年7月14日から<br>2026年7月31日まで                                                                                                                                                         |
| 割当先                          | 第三者割り当ての方法により、発行した新株予約権の総数をCVI Investments, Inc. に割り当てた。                                                                                                                             |

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                             |
|-----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 紅 林 伸 也   | 株式会社S-Quatre 取締役                                                                                                                    |
| 取 締 役     | 三 谷 泰 之   | 株式会社S-Quatre 代表取締役社長                                                                                                                |
| 取 締 役     | 栄 木 憲 和   | (株)ファンペップ 社外取締役<br>東和薬品(株) 社外取締役（監査等委員）<br>ソレイジア・ファーマ(株) 社外取締役<br>アンジェス(株) 社外取締役<br>AwakApp Inc. 社外取締役                              |
| 取 締 役     | 西 岡 佐 知 子 | (株)プラスナコミュニケーションズ 代表取締役<br>一橋大学 非常勤講師                                                                                               |
| 常 勤 監 査 役 | 菅 原 治     | 株式会社S-Quatre 監査役                                                                                                                    |
| 監査役（非常勤）  | 森 正 人     | 森会計事務所 所長 公認会計士・税理士                                                                                                                 |
| 監査役（非常勤）  | 品 川 広 志   | 弁護士法人エムパートナーズ 神田支所 錦華通り法律事務所 弁護士<br>星野リゾート・リート投資法人 監督役員<br>(株)みらいワークス 社外監査役<br>(株)インフキュリオン 社外監査役<br>(株)メトセラ 社外監査役<br>(株)アデランス 社外監査役 |

- (注) 1. 取締役栄木憲和、西岡佐知子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役森正人、品川広志の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役森正人氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役品川広志氏は、弁護士の資格を有しており、法律及び企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外取締役栄木憲和、西岡佐知子並びに社外監査役森正人、品川広志の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を各社外取締役及び各社外監査役との間で締結することができる旨を定款で定めておりますが、連結会計年度においては締結しておりません。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当子会社役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であり、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。また、被保険者は保険料を負担しておりません。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

### 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

### ① 基本方針

当社の役員報酬は固定報酬、ストック・オプション等からなり、中長期的な企業成長への貢献度及び個人の業績評価等をもとに、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会決議によって決定する。

### ② 取締役の個人別の報酬等のうち、次の事項の決定に関する方針

(ア) 個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額または算定方法

固定報酬については、2009年6月24日開催の第9回定時株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。）と決議され、当該限度内で経済情勢、会社の業績、個人の評価等を総合的に勘案の上、決定する。

(イ) 業績連動報酬等について業績指標の内容、額または数の算定方法採用していない。

(ウ) 非金銭報酬等（ストック・オプション）の内容、「額もしくは数」または「算定方法」株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、業績向上へのインセンティブを高めるに非金銭報酬としてストック・オプションを付与する。個人別の付与数は、株主総会での決議の範囲内で、役位、役割貢献度に応じて、取締役会にて決定する。株主総会で、2015年6月25日開催の第15回定時株主総会において、年額20,000千円の範囲内と決議され、2018年6月28日開催の第18回定時株主総会において、第9回定時株主総会において決議された取締役の報酬限度額の枠内にて、年額30,000千円（うち社外取締役10,000千円）の範囲内と決議されている。

(エ) (ア) (ウ) の割合（構成比率）

固定報酬とストック・オプションの支給割合は、基本方針のとおり、中長期的な企業成長へ貢献し、かつ、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有するために、最も適切な支給割合となることを方針とする。

### ③ 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

固定報酬については、取締役の在任期間中に、毎月現金で固定額を支払う。ストック・オプションについては毎年7月から9月をめどに発行要領、個人への割当個数を取締役会にて決定し、付与する。

### ④ 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

(ア) 委任を受ける者の氏名又は当該会社での地位・担当

代表取締役社長 紅林 伸也

(イ) 委任する権限の内容

前記②（ア）の個人別の金額の決定

(ウ) 権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容

該当なし

### ⑤ 報酬等の内容の決定方法（④の事項を除く）

該当なし

### ⑥ その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当なし

## 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額                 | 基 本 報 酬                | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等             | 対象となる<br>役員の員数 |
|--------------------|------------------------|------------------------|---------|--------------------|----------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 51,293千円<br>(7,377千円)  | 49,680千円<br>(6,900千円)  | —       | 1,613千円<br>(477千円) | 5名<br>(2名)     |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 12,095千円<br>(6,311千円)  | 11,280千円<br>(6,000千円)  | —       | 815千円<br>(311千円)   | 3名<br>(2名)     |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 63,389千円<br>(13,689千円) | 60,960千円<br>(12,900千円) | —       | 2,429千円<br>(789千円) | 8名<br>(4名)     |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2009年6月24日開催の第9回定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、従業員分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役0名）です。また、この金銭報酬の範囲内にて、取締役については年額30,000千円以内（うち、社外取締役は10,000千円以内）で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することを2018年6月28日開催の第18回定時株主総会にて決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち社外取締役1名）です。さらに、これとは別枠で、2015年6月25日開催の第15回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等として年額20,000千円の範囲内でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2009年6月24日開催の第9回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名（うち社外監査役0名）です。また、この金銭報酬の範囲内にて、監査役については年額10,000千円以内（うち、社外監査役は5,000千円以内）で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することを2018年6月28日開催の第18回定時株主総会にて決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。
3. 非金銭報酬等の内容は当社のストック・オプションであり、当連結会計年度に費用計上した金額を記載しております。割当の際の条件等は「② 取締役の個人別の報酬等のうち、次の事項の決定に関する方針（ウ）非金銭報酬等（ストック・オプション）の内容、「額もしくは数」または「算定方法」のとおりであります。また、当連結会計年度における交付状況は「3. 会社の新株予約権等に関する事項（1）当連結会計年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。
4. 取締役会は、代表取締役社長紅林 伸也氏に対し各取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の貢献度及び個人の業績評価について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役栄木憲和氏は、(株)ファンペップ、ソレイジア・ファーマ(株)、アンジェス(株)及びAwakApp Inc. の社外取締役並びに東和薬品(株) 社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役西岡佐知子氏は、(株)プラスナコミュニケーションズの代表取締役及び一橋大学の非常勤講師であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役森正人氏は、森会計事務所所長であります。当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役品川広志氏は、弁護士法人 エムパートナーズ 神田支所 錦華通り法律事務所 弁護士、星野リゾート・リート投資法人 監督役員、(株)みらいワークス 社外監査役、(株)インフキュリオン 社外監査役、(株)メトセラ 社外監査役、(株)アデランス 社外監査役であります。当社は2022年4月4日付で(株)メトセラの株式を取得し、当社は同社と資本関係がありますが、当社の出資比率は3%未満であります。当社と他の兼職先との間には特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分       | 氏 名       | 出席状況、発言状況及び果たすことが期待される役割に<br>関して行った職務の概要                                                             |
|-----------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 栄 木 憲 和   | 当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。<br>主に企業経営の知見に基づき経営、事業開発面での発言を行っております。                               |
|           | 西 岡 佐 知 子 | 当事業年度において、2024年6月26日就任以降に開催された取締役会10回のすべてに出席いたしました。<br>主にコーポレートコミュニケーションの知見に基づき経営、事業開発面での発言を行っております。 |
| 社 外 監 査 役 | 森 正 人     | 当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会15回のすべてに出席いたしました。<br>主に財務、会計及び内部統制面での発言を行っております。                             |
|           | 品 川 広 志   | 当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会15回のすべてに出席いたしました。<br>主に企業法務及び内部統制面での発言を行っております。                              |

(注) 上記の取締役会の開催数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 南青山監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 18,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等について検討したうえで、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、上記による場合のほか、監査役会が所定の手続により会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎月開催される取締役会には、原則として全ての役員が出席するものとし、各取締役は職務の執行状況について報告し、監査役は取締役の職務の執行状況を監督する。また、監査役による日常の業務監査によって、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているか監視する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報及び文書については、文書管理規程及び機密管理規程に従い適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制とする。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行うものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、リスク管理責任者並びにリスクへの対応手続を明確化することで、部署横断的なリスク管理体制を構築する。定期的にリスク管理に関する情報共有の場を設け、リスクを低減するための施策を講じるほか、実際にリスクが顕在化した場合には、リスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等についてリスク管理責任者が検討を行い、直ちにトップマネジメントその他の関係者に報告される体制とする。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、経営理念及び経営基本方針に基づき毎年策定される年度事業予算に従い、各業務執行ラインにおいて目標達成のための活動を行うものとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、業績報告を通じて定期的に検証を行う。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程において定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全役員に配付される体制をとるものとする。

日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づいて権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに従い業務を遂行するものとする。

- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の取締役又は使用人に子会社取締役を兼務させることにより、子会社の業務執行に対して適切な管理を行うものとする。子会社取締役は、子会社の経営成績、財務状態、使用人の業務執行状況及びその他の情報について毎月開催される当社取締役会にて定期報告することとし、重要な事象が発生した場合には速やかに報告するものとする。

当社は、子会社の適切かつ効率的な業務執行及び事業運営に関する様々なリスクの顕在化の未然防止のため、子会社には一部独自業務に関するものを除き、当社の主要規程を共通して使用させることで、当社と同水準の管理体制を構築する。

当社内部監査部門による内部監査を当社グループ全体に対して横断的に適用することで、当社グループ全体の適切な業務執行状況を評価する。

- ⑥ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全使用人に法令及び定款の遵守を徹底させるため、コンプライアンス企業倫理規程を制定し、行動基準の周知を図るとともに、コンプライアンス規程を制定し、万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、速やかに監査役、顧問弁護士及びトップマネジメントに報告される体制を構築する。また、これらの実効性を高めるため、定期的に研修会を開催し、コンプライアンスに対する関心と知識の向上を図るものとする。同時に、内部通報制度を導入し、法令及び定款に違反する行為を早期に発見できる体制を構築する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査を担当する内部監査部門を監査役の職務を補助すべき部署とし、監査役の求めに応じて内部監査担当がその任に当たる。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等については、事前に監査役会の同意を得るものとする。また、当該使用人の人事評価に際しては、監査役の意見を聴取するものとする。

- ⑨ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

内部監査規程に基づき、内部監査部門は、監査役から監査役の職務に関する補助の求めがあった場合、他の職務等に優先してその指示に従うものとする。

- ⑩ 当社の取締役及び使用人、並びに当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

当社及び当社グループの取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。また、当社グループの監査の実効性を高めるため、当社の常勤監査役は当社子会社の監査役を兼務して同様に報告及び情報提供を受ける。なお、当該報告及び情報提供の主なものは、次のとおりとする。

- イ 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ロ 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ハ 内部監査部門の活動状況
- ニ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ホ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ヘ 内部通報制度の運用及び通報の内容
- ト 稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

- ⑪ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程に基づき、通報者に対する報復行為を禁止するとともに、通報先に定められている常勤監査役には当該報復行為に対して中止命令を発する権限を与えるものとする。

- ⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行により生ずる費用については、通常の監査費用は監査役会の決議を経て年度事業予算に織り込み、予算執行として支出するものとし、緊急の監査費用が発生する場合は、監査役会の決議を経て経営企画部長に予算管理規程に基づく予算修正を求めるものとする。

- ⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役、内部監査人及び監査法人の三者による意見交換会を定期的に行うものとする。また、監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を聴取する機会を与えられるものとする。

- ⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や安全に影響を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力からの不当要求や働きかけに対しては、顧問弁護士や所轄警察署等の外部専門機関と綿密に連携し、毅然とした態度で、組織的に対応することとする。

この基本方針を徹底するため、反社会的勢力に対応する主管部署を経営企画部とし、経営企画部が外部専門機関から随時情報を収集し、当該情報を一元管理するとともに、反社会的勢力対策規程及び関連マニュアル等を制定し、不当要求や働きかけに備えるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、上記の「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、以下の取組みを行っております。

- ① 取締役会は、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、止むを得ない場合を除き全ての役員が出席した上で、経営一般に関する事項や業務執行に関する事項等、取締役会規程において定められている事項について決議又は報告を行っております。
- ② リスク管理規程により、原則として3ヶ月ごとにリスク管理会議を開催し、取締役会に報告しております。
- ③ 業務分掌規程及び職務権限規程により、組織単位の業務分掌と各職位の権限を明確化して業務の組織的かつ効率的な運営を図り、コンプライアンス企業倫理規程及びコンプライアンス規程により、取締役・従業員が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、各規程は、法令改正、組織変更等に応じて、適時に制定・改定を行っております。
- ④ 監査役会は、幅広い協議を重ね、経営に対しても積極的に助言や提言を行っております。また、各監査役は、必要な報告及び情報提供を適時に受けた上で、代表取締役社長、会計監査人、各部門の責任者との会合を通じて意見交換を行っております。
- ⑤ 新規取引先との資金授受を伴う契約締結に際しては、暴力団排除条項を明記するか、別途覚書等にて暴力団排除に係る書面を取り交わすこととしているほか、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、関係を遮断する体制を構築しております。

---

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目                     | 金 額         |
|-----------------|-----------|-------------------------|-------------|
| ( 資 産 の 部 )     |           | ( 負 債 の 部 )             |             |
| 流 動 資 産         | 6,700,570 | 流 動 負 債                 | 4,318,862   |
| 現 金 及 び 預 金     | 2,995,435 | 買 掛 金                   | 226,977     |
| 売 掛 金           | 1,267,189 | 1 年 内 返 済 予 定 の         | 657,040     |
| 仕 掛 品           | 1,475,092 | 長 期 借 入 金               | 295,332     |
| 前 渡 金           | 819,857   | 未 払 金                   | 1,256       |
| 前 払 費 用         | 16,564    | 未 払 法 人 税 等             | 144,245     |
| 未 収 消 費 税       | 50,045    | 未 払 消 費 税 等             | 13,608      |
| そ の 他           | 76,385    | 契 約 負 債                 | 2,970,000   |
| 固 定 資 産         | 307,925   | 預 り 金                   | 10,402      |
| 有 形 固 定 資 産     | 1,187     | 固 定 負 債                 | 1,278,655   |
| 建 物             | 1,179     | 転 換 社 債 型               | 500,000     |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 8         | 新 株 予 約 権 付 社 債         | 680,920     |
| 無 形 固 定 資 産     | 763       | 長 期 借 入 金               | 56,362      |
| 商 標 権           | 763       | 繰 延 税 金 負 債             | 41,373      |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 305,974   | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       |             |
| 投 資 有 価 証 券     | 283,137   | 負 債 合 計                 | 5,597,518   |
| そ の 他           | 22,837    | ( 純 資 産 の 部 )           |             |
| 資 産 合 計         | 7,008,496 | 株 主 資 本                 | 1,210,460   |
|                 |           | 資 本 金                   | 2,317,578   |
|                 |           | 資 本 剰 余 金               | 11,623,179  |
|                 |           | 利 益 剰 余 金               | △12,730,223 |
|                 |           | 自 己 株 式                 | △73         |
|                 |           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 127,829     |
|                 |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 127,829     |
|                 |           | 新 株 予 約 権               | 72,687      |
|                 |           | 純 資 産 合 計               | 1,410,977   |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計           | 7,008,496   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額    |           |
|-----------------|--------|-----------|
| 売上高             |        | 5,082,053 |
| 売上原価            |        | 3,441,934 |
| 売上総利益           |        | 1,640,119 |
| 販売費及び一般管理費      |        | 1,612,236 |
| 営業利益            |        | 27,882    |
| 営業外収益           |        |           |
| 受取利息            | 767    |           |
| 資材売却収入          | 4,080  |           |
| 受取補償金           | 21,816 |           |
| その他の            | 221    | 26,885    |
| 営業外費用           |        |           |
| 支払利息            | 39,379 |           |
| 社債利息            | 3,116  |           |
| 為替差損            | 2,259  |           |
| 株式交付費           | 1,495  |           |
| 雑損失             | 3,329  | 49,580    |
| 経常利益            |        | 5,187     |
| 特別利益            |        |           |
| 投資有価証券売却益       | 66,330 |           |
| 新株予約権戻入益        | 42,099 | 108,429   |
| 特別損失            |        |           |
| 投資有価証券評価損       | 31,128 |           |
| 減損損失            | 6,444  |           |
| 事務所移転費用         | 3,177  | 40,749    |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 72,867    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 94,008 | 94,008    |
| 当期純損失           |        | 21,140    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |        | 21,140    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |            |             |         |             |
|-----------------------------|-----------|------------|-------------|---------|-------------|
|                             | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金  | 利 益 剰 余 金   | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                   | 2,036,724 | 11,342,324 | △12,709,082 | △73     | 669,892     |
| 当 期 変 動 額                   |           |            |             |         |             |
| 新 株 の 発 行                   | 280,854   | 280,854    | -           | -       | 561,708     |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失         | -         | -          | △21,140     | -       | △21,140     |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変動額<br>(純額) | -         | -          | -           | -       | -           |
| 当 期 変 動 額 合 計               | 280,854   | 280,854    | △21,140     | -       | 540,567     |
| 当 期 末 残 高                   | 2,317,578 | 11,623,179 | △12,730,223 | △73     | 1,210,460   |

|                             | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額       |                                 | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------------|-----------|-----------|
|                             | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高                   | -                           | -                               | 161,581   | 831,473   |
| 当 期 変 動 額                   |                             |                                 |           |           |
| 新 株 の 発 行                   | -                           | -                               | -         | 561,708   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失         | -                           | -                               | -         | △21,140   |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変動額<br>(純額) | 127,829                     | 127,829                         | △88,893   | 38,936    |
| 当 期 変 動 額 合 計               | 127,829                     | 127,829                         | △88,893   | 579,503   |
| 当 期 末 残 高                   | 127,829                     | 127,829                         | 72,687    | 1,410,977 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

## 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数

1 社

主要な連結子会社の名称

株式会社S-Quatre

当連結会計年度から株式会社S-Quatreを連結の範囲に含めております。これは、株式会社S-Quatreを2024年4月1日付で設立したことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。

## 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

## 3. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### ロ. 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### イ. 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

15年

工具、器具及び備品

2年～15年

#### ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 4. 繰延資産の処理方法

##### 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

#### 5. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における簡便法による退職給付債務に基づき計上しております。

#### 6. 収益の計上基準

顧客との契約について、企業会計基準第29号第17項に基づき、収益を認識するための5つのステップに従い、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の金額で収益を認識しております。なお、販売奨励金や値引等を収益から控除しております。当社が代理人として製品の販売又は役務の提供に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

##### ①製品売上高

製品売上高は、主にバイオシミラーの製品の販売であり、顧客との販売契約に基づいて、顧客の検収が完了した時点で製品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

##### ②知的財産等収益

知的財産等収益は、主にライセンス許諾に係るロイヤリティ収益、契約一時金及びマイルストーン収入等が含まれます。ライセンス許諾に係るロイヤリティ収益は、製品の販売における技術ノウハウ等の知的財産のライセンス許諾が履行義務であり、履行義務の充足に係る進捗度はライセンス先の企業の売上高に基づいて見積り、ライセンス先の企業の売上高が生じる時点で収益を認識しております。契約一時金は、顧客への開発権・販売権等の付与が履行義務であり、当該契約を締結した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。マイルストーン収入は、顧客との契約で定められた、規制当局への承認申請等を含む開発フェーズの進捗の条件の達成が履行義務であり、当該条件の達成により履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### (会計上の見積りに関する注記)

##### 非上場株式の評価

##### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|               |          |
|---------------|----------|
| 投資有価証券（非上場株式） | 21,213千円 |
| 投資有価証券評価損     | 31,128千円 |

## ②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式については、超過収益力を加味した価額で取得した市場価格のない株式等であり、取得原価をもって連結貸借対照表価額としています。実質価額が著しく低下した場合には、相当の減損処理を行っておりますが、回復可能性が十分と見積られる場合には、減損処理を行わないことがあります。超過収益力が当連結会計年度末日において維持されているかを評価する際には、個別投資先ごとに入手し得る直近の実績データを収集し、業績悪化の程度や資金調達状況等を踏まえて、投資先の事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に評価して判断しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の投資先の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

### (連結貸借対照表に関する注記)

|                |         |
|----------------|---------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 7,701千円 |
|----------------|---------|

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

|      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 43,881,013株 |
|------|-------------|

#### 2. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 8,078,778株 |
|------|------------|

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

研究開発計画に照らして必要な資金を、増資等により調達しております。また、一時的な余資は、短期的な預金等に限定して運用しております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売管理規程に従って主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する取引先企業の株式であり、株式の発行体（取引先企業）のリスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況を把握することにより、リスク管理を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金及び転換社債型新株予約権付社債は、主に研究開発に係る資金調達を目的としたもの

であり、償還日は最長で決算日後3年であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち57.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

|                      | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|----------------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 投資有価証券           | 261,924            | 261,924    | -          |
| 資産計                  | 261,924            | 261,924    | -          |
| (1) 長期借入金（1年内返済予定含む） | 1,337,960          | 1,337,960  | -          |
| (2) 転換社債型新株予約権付社債    | 500,000            | 495,618    | 4,381      |
| 負債計                  | 1,837,960          | 1,833,578  | 4,381      |

(注) 1. 市場価格がない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分    | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) |
|-------|--------------------|
| 非上場株式 | 21,213             |

2. 有利子負債の決算日後の返済予定額

|                  | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) |
|------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 長期借入金（1年内返済予定含む） | 657,040      | 595,920             | 85,000              | -                   | -                   |
| 転換社債型新株予約権付社債    | -            | 500,000             | -                   | -                   | -                   |
| 合計               | 657,040      | 1,095,920           | 85,000              | -                   | -                   |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時間の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分         | 時価           |              |              |            |
|------------|--------------|--------------|--------------|------------|
|            | レベル1<br>(千円) | レベル2<br>(千円) | レベル3<br>(千円) | 合計<br>(千円) |
| 投資有価証券     |              |              |              |            |
| その他の投資有価証券 |              |              |              |            |
| 株式         | 261,924      | -            | -            | 261,924    |
| 合計         | 261,924      | -            | -            | 261,924    |

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分               | 時価            |               |               |            |
|------------------|---------------|---------------|---------------|------------|
|                  | レベル 1<br>(千円) | レベル 2<br>(千円) | レベル 3<br>(千円) | 合計<br>(千円) |
| 長期借入金（１年内返済予定含む） | -             | 1,337,960     | -             | 1,337,960  |
| 転換社債型新株予約権付社債    | -             | 495,618       | -             | 495,618    |
| 合計               | -             | 1,833,578     | -             | 1,833,578  |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定含む）

変動金利によるものであり、短期間で市場金利が反映し、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

元利金の合計額と償還期日までの残存期間及び当社の信用リスクを加味した利率による割引現在価値法により時価を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、医薬品開発事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度   |
|---------------|-----------|
| 製品売上高         | 4,718,876 |
| 知的財産等収益       | 363,177   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 5,082,053 |
| その他の収益        | -         |
| 外部顧客への売上高     | 5,082,053 |

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） ６ 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高等

契約負債（期末残高） 2,970,000千円

契約負債は、バイオシミラー事業における一部の製品につき、急拡大する市場需要に基づく販売パートナー企業からの発注増に対応するため、原薬受託製造に係る製造費用として当該企業から受け取った製造委託期間分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

#### （1株当たり情報に関する注記）

- |                |        |
|----------------|--------|
| 1. 1株当たりの純資産額  | 30.50円 |
| 2. 1株当たりの当期純損失 | △0.52円 |

#### （重要な後発事象に関する注記）

（新株予約権の行使）

2025年4月1日から2025年4月30日の間に第24回新株予約権の行使が行われており、当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| （1）行使された新株予約権の数  | 28,000個         |
| （2）交付株式数         | 普通株式 2,800,000株 |
| （3）新株予約権行使による調達額 | 310,800千円       |
| （4）増加した資本金の額     | 156,128千円       |
| （5）増加した資本準備金の額   | 156,128千円       |

（転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による増資）

2025年4月1日から2025年4月30日の間に第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使が行われました。当該権利行使の概要は以下のとおりであります。

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| （1）行使された新株予約権の数 | 10個           |
| （2）交付株式数        | 普通株式 946,969株 |
| （3）転換価額の総額      | 125,000千円     |
| （4）増加した資本金の額    | 62,500千円      |
| （5）増加した資本準備金の額  | 62,500千円      |

（資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分）

2025年5月14日開催の取締役会において、2025年6月27日開催の第25回定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議しました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行う目的

財務体質の健全化及び今後の資本政策における柔軟性及び機動性の確保を目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行います。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えを行います。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

未定

(2) 増加するその他資本剰余金の額

未定

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、増加したその他資本剰余金を減少させ、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

未定

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

未定

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日2025年5月14日

(2) 定時株主総会決議日2025年6月27日（予定）

(3) 債権者異議申述公告日2025年6月30日（予定）

(4) 債権者異議申述最終期日2025年7月31日（予定）

(5) 効力発生日2025年8月1日（予定）

---

（注）連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び本連結注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年 3 月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目             | 金 額         |
|-------------|-----------|-----------------|-------------|
| 資 産 の 部     |           | 負 債 の 部         |             |
| 流 動 資 産     | 6,525,317 | 流 動 負 債         | 4,250,262   |
| 現金及び預金      | 2,934,720 | 買 掛 金           | 226,977     |
| 売 掛 金       | 1,102,108 | 1年内返済予定の長期借入金   | 657,040     |
| 仕 掛 品       | 1,475,092 | 未 払 金           | 226,921     |
| 前 渡 金       | 803,357   | 未 払 法 人 税 等     | 144,065     |
| 前 払 費 用     | 15,340    | 未 払 消 費 税 等     | 13,608      |
| そ の 他       | 194,698   | 契 約 負 債         | 2,970,000   |
| 固 定 資 産     | 993,453   | そ の 他           | 11,649      |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,187     | 固 定 負 債         | 1,278,655   |
| 建 物         | 1,179     | 転換社債型新株予約権付社債   | 500,000     |
| 工具、器具及び備品   | 8         | 長 期 借 入 金       | 680,920     |
| 無 形 固 定 資 産 | 763       | 繰 延 税 金 負 債     | 56,362      |
| 商 標 権       | 763       | 退 職 給 付 引 当 金   | 41,373      |
| 投資その他の資産    | 991,502   | 負 債 合 計         | 5,528,918   |
| 投資有価証券      | 268,664   | 純 資 産 の 部       |             |
| 関係会社株式      | 10,000    | 株 主 資 本         | 1,789,335   |
| 関係会社長期貸付金   | 700,000   | 資 本 金           | 2,317,578   |
| そ の 他       | 12,837    | 資 本 剰 余 金       | 11,623,179  |
| 資 産 合 計     | 7,518,771 | 資 本 準 備 金       | 11,623,179  |
|             |           | 利 益 剰 余 金       | △12,151,348 |
|             |           | その他利益剰余金        | △12,151,348 |
|             |           | 繰越利益剰余金         | △12,151,348 |
|             |           | 自 己 株 式         | △73         |
|             |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 127,829     |
|             |           | その他有価証券評価差額金    | 127,829     |
|             |           | 新 株 予 約 権       | 72,687      |
|             |           | 純 資 産 合 計       | 1,989,853   |
|             |           | 負 債 純 資 産 合 計   | 7,518,771   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |           |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 4,930,345 |
| 売 上 原 価                 |         | 3,441,934 |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,488,411 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,027,355 |
| 営 業 利 益                 |         | 461,056   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 1,761   |           |
| 資 材 売 却 収 入             | 1,600   |           |
| 受 取 補 償 金               | 21,816  |           |
| 経 営 指 導 料 等             | 146,634 |           |
| 雑 収 入                   | 204     | 172,016   |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 39,379  |           |
| 支 払 手 数 料               | 3,329   |           |
| 社 債 利 息                 | 3,116   |           |
| 株 式 交 付 費               | 1,495   |           |
| 為 替 差 損                 | 1,868   | 49,189    |
| 経 常 利 益                 |         | 583,882   |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 66,330  |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 42,099  | 108,429   |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 31,128  |           |
| 減 損 損 失                 | 6,444   |           |
| 事 務 所 移 転 費 用           | 3,177   | 40,749    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 651,563   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 93,828  | 93,828    |
| 当 期 純 利 益               |         | 557,734   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |            |             |                           |               |      |             |
|-------------------------|-----------|------------|-------------|---------------------------|---------------|------|-------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金  |             | 利 益 剰 余 金                 |               | 自己株式 | 株 主 資 本 計 合 |
|                         |           | 資 準 備 金    | 資 剰 余 金 合 計 | そ の 他 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |      |             |
| 当 期 首 残 高               | 2,036,724 | 11,342,324 | 11,342,324  | △12,709,082               | △12,709,082   | △73  | 669,892     |
| 当 期 変 動 額               |           |            |             |                           |               |      |             |
| 新 株 の 発 行               | 280,854   | 280,854    | 280,854     | -                         | -             | -    | 561,708     |
| 当 期 純 利 益               | -         | -          | -           | 557,734                   | 557,734       | -    | 557,734     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） | -         | -          | -           | -                         | -             | -    | -           |
| 当期変動額合計                 | 280,854   | 280,854    | 280,854     | 557,734                   | 557,734       | -    | 1,119,443   |
| 当 期 末 残 高               | 2,317,578 | 11,623,179 | 11,623,179  | △12,151,348               | △12,151,348   | △73  | 1,789,335   |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等      |                | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 計 合 |
|-------------------------|----------------------|----------------|-----------|-----------|
|                         | その他<br>有価証券評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |           |
| 当 期 首 残 高               | -                    | -              | 161,581   | 831,473   |
| 当 期 変 動 額               |                      |                |           |           |
| 新 株 の 発 行               | -                    | -              | -         | 561,708   |
| 当 期 純 利 益               | -                    | -              | -         | 557,734   |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） | 127,829              | 127,829        | △88,893   | 38,936    |
| 当期変動額合計                 | 127,829              | 127,829        | △88,893   | 1,158,379 |
| 当 期 末 残 高               | 127,829              | 127,829        | 72,687    | 1,989,853 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

## 3. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 2～15年

### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

## 4. 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務に基づき計上しております。

## 5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

## 6. 収益の計上基準

顧客との契約について、企業会計基準第29号第17項に基づき、収益を認識するための5つのステップに従い、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の金額で収益を認識しております。なお、販売奨励金や値引等を収益から控除しております。当社が代理人として製品の販売又は役務の提供に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

### ①製品売上高

製品売上高は、主にバイオシミラーの製品の販売であり、顧客との販売契約に基づいて、顧客の検収が完了した時点で製品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

### ②知的財産等収益

知的財産等収益は、主にライセンス許諾に係るロイヤリティ収益、契約一時金及びマイルストーン収入等が含まれます。ライセンス許諾に係るロイヤリティ収益は、製品の販売における技術ノウハウ等の知的財産のライセンス許諾が履行義務であり、履行義務の充足に係る進捗度はライセンス先の企業の売上高に基づいて見積り、ライセンス先の企業の売上高が生じる時点で収益を認識しております。契約一時金は、顧客への開発権・販売権等の付与が履行義務であり、当該契約を締結した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。マイルストーン収入は、顧客との契約で定められた、規制当局への承認申請等を含む開発フェーズの進捗の条件の達成が履行義務であり、当該条件の達成により履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

### 1. 非上場株式の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|               |          |
|---------------|----------|
| 投資有価証券（非上場株式） | 6,740千円  |
| 投資有価証券評価損     | 31,128千円 |

#### (2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」と同一のため記載を省略しております。

## 2. 関係会社株式及び関係会社貸付金の評価

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|           |           |
|-----------|-----------|
| 関係会社株式    | 10,000千円  |
| 関係会社長期貸付金 | 700,000千円 |

### (2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式及び関係会社長期貸付金はS-Quatre株式会社(以下、子会社)の株式と同社への貸付金です。

関係会社株式は市場価格のない株式であることから、評価にあたっては、当該株式の実質価額が著しく低下し、かつ回復の可能性が見込めない場合に、減損処理を行う方針としております。回復可能性の判断においては、子会社の事業計画等に基づき実質価額が取得価額まで回復するかどうかを検討しております。

また、関係会社長期貸付金の評価にあたっては、財政状態及び経営成績等の状況を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上する方針としております。当該貸倒引当金の金額算定においては、子会社の事業計画等に基づき将来の支払能力を検討し、回収可能金額を合理的に見積っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により子会社の業績が悪化し将来の業績回復が見込めなくなった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式及び関係会社長期貸付金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 7,701千円

2. 関係会社に対する金銭債権は次のとおりになります。

|            |           |
|------------|-----------|
| (1) 短期金銭債権 | 120,094千円 |
| (2) 長期金銭債権 | 700,000千円 |

### (損益計算書に関する注記)

|            |           |
|------------|-----------|
| 関係会社との取引高  |           |
| 営業取引以外の取引高 | 147,672千円 |

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数

| 自己株式の種類 | 当事業年度末株式数 |
|---------|-----------|
| 普通株式    | 94株       |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| 退職給付引当金                | 12,660千円     |
| 研究開発費                  | 23,581千円     |
| 投資有価証券評価損              | 12,982千円     |
| 税務上の繰越欠損金 (注)          | 3,173,869千円  |
| その他                    | 61,941千円     |
| 繰延税金資産小計               | 3,285,035千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) | △3,173,869千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額  | △111,165千円   |
| 評価性引当額小計               | △3,285,035千円 |
| 繰延税金資産合計               | -千円          |

(繰延税金負債)

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | △56,362千円 |
| 繰延税金負債合計     | △56,362千円 |
| 繰延税金負債の純額    | △56,362千円 |

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

|                   | 1年以内     | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超      | 合計         |
|-------------------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------|------------|
| 税務上の繰越<br>欠損金 (※) | 348,357  | 292,259     | 254,692     | 247,317     | 1,275,652   | 755,589  | 3,173,869  |
| 評価性引当額            | △348,357 | △292,259    | △254,692    | △247,317    | △1,275,652  | △755,589 | △3,173,869 |
| 繰延税金資産            | -        | -           | -           | -           | -           | -        | -          |

※税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

6 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：千円)

| 属性  | 会社名           | 住所     | 資本金   | 事業内容   | 議決権等の所有割合 | 関係内容       |            | 取引の内容        | 取引金額    | 科目      | 期末残高    |
|-----|---------------|--------|-------|--------|-----------|------------|------------|--------------|---------|---------|---------|
|     |               |        |       |        |           | 役員<br>の兼任等 | 事業<br>場の関係 |              |         |         |         |
| 子会社 | 株式会社 S-Quatre | 東京都中央区 | 5,000 | 細胞治療事業 | 直接100.0%  | 役員<br>の兼任  | 事業<br>支援   | 資金の貸付        | 700,000 | 長期貸付金   | 700,000 |
|     |               |        |       |        |           |            |            | 受取利息         | 1,038   |         |         |
|     |               |        |       |        |           |            |            | 業務受託<br>(注2) | 146,634 | その他流動資産 | 66,000  |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 市場価格等を勘案し、両者の協議により合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 43.69円

2. 1株当たり当期純利益 13.77円

(重要な後発事象に関する注記)

(新株予約権の行使)

「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」と同一のため、記載を省略しております。

(転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による増資)

「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」と同一のため、記載を省略しております。

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」と同一のため、記載を省略しております。

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び本個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月 22 日

キッズウェル・バイオ株式会社  
取締役会 御中

南青山監査法人

東京都港区

|                        |       |         |
|------------------------|-------|---------|
| 代 表 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 桂 川 修 一 |
| 代 表 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 高 口 洋 士 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キッズウェル・バイオ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キッズウェル・バイオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月 22 日

キッズウェル・バイオ株式会社  
取締役会 御中

南青山監査法人

東京都港区

|                        |       |         |
|------------------------|-------|---------|
| 代 表 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 桂 川 修 一 |
| 代 表 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 高 口 洋 士 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キッズウェル・バイオ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人南青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人南青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

|                                   |         |
|-----------------------------------|---------|
| キ ャ ッ ム ウ ェ ル ・ バ イ オ 株 式 有 限 公 司 | 監 査 役 会 |
| 常 勤 監 査 役 菅 原 治                   | 印       |
| 社 外 監 査 役 森 正 人                   | 印       |
| 社 外 監 査 役 品 川 広 志                 | 印       |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位、担当<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | くれ ばやし しん や<br>紅 林 伸 也<br>(1976年12月28日) | 2004年4月 ゴールドマン・サックス証券(株)入社<br>2009年8月 モルガン・スタンレー証券(株)（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)）入社<br>2014年10月 独立行政法人科学技術振興機構入構<br>2015年9月 (株)再生医療推進機構（現 (株)セルテクノロジー）入社 執行役員管理本部長<br>2016年6月 (株)再生医療推進機構 取締役管理本部長<br>2016年8月 (株)セルテクノロジー 取締役経営企画管理部長<br>2018年1月 (株)セルテクノロジー 取締役副社長 再生医療事業本部長兼事業部長<br>2019年3月 当社入社 執行役員事業開発本部長<br>2021年3月 (株)日本再生医療 取締役<br>2023年6月 当社代表取締役社長就任（現任）<br>2024年4月 (株)S-Quatre取締役就任（現任） | 87,000株           |
| 2          | み たに やす ゆき<br>三 谷 泰 之<br>(1973年10月18日)  | 1998年4月 藤沢薬品工業(株)（現アステラス製薬）入社<br>2013年10月 東京大学大学院薬学系研究科にて博士号取得<br>2015年2月 シンシナティ小児病院医療センター（米国）留学<br>2017年9月 Buck Institute for Research on Aging（米国）出向<br>2019年4月 当社入社<br>2021年2月 当社 事業開発部長 兼 再生医療事業ユニット長<br>2023年6月 当社 執行役員研究本部長（現任）<br>2024年4月 (株)S-Quatre 代表取締役社長就任（現任）<br>2024年6月 当社 取締役就任（現任）                                                                                             | 6,800株            |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位、担当<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | えい き のり かず<br>栄 木 憲 和<br>(1948年4月17日) | 1969年4月 シェル石油(株) (現昭和シェル石油(株))<br>入社<br>1973年6月 松下電工(株) (現パナソニック(株)) 入社<br>1979年8月 日本チバガイギー(株) (現ノバルティス<br>ファーマ(株)) 入社 経営企画部長<br>1994年1月 バイエル薬品(株)入社 テクニカルオペ<br>レーション部長<br>1997年3月 同社取締役滋賀工場長<br>2002年7月 同社代表取締役社長<br>2007年1月 同社代表取締役会長<br>2010年4月 同社取締役会長<br>2014年5月 アンジェスMG(株) (現アンジェス(株)) 社<br>外取締役 (現任)<br>2014年6月 (株)シーエムプラス顧問 (現任)<br>2015年1月 エイキコンサルティング合同会社代表<br>社員 (現任)<br>2015年3月 (株)ファンペップ取締役会長<br>2015年6月 東和薬品(株)社外取締役<br>2016年4月 ソレイジア・ファーマ(株)社外取締役<br>(現任)<br>2017年1月 (株)ファンペップ社外取締役 (現任)<br>2018年6月 当社社外取締役 (現任)<br>2019年6月 東和薬品(株)社外取締役 (監査等委員)<br>(現任)<br>2023年8月 AwakApp Inc. 社外取締役 (現任) | 一株                |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位、担当<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4          | にし おか さち こ<br>西 岡 佐知子<br>(1964年 1 月26日) | 1986年 7 月 日本航空㈱入社<br>1988年 4 月 フリーランスアナウンサー<br>2000年 6 月 米国ダラス大学 経営学修士課程<br>(MBA) 修了<br>2000年10月 ㈱セゾン情報システムズ 入社<br>2002年 8 月 ㈱パブリシス (ピュブリシス・ジャパ<br>ン KK) 入社 ストラテジックプランナ<br>ー<br>2006年 7 月 ギャビン・アンダーソン・アンド・カン<br>パニー・ジャパン・インク (現クレ<br>アブ) 入社 ディレクター<br>2011年 9 月 一橋大学 非常勤講師 (現任)<br>2012年 3 月 ㈱プラスナコミュニケーションズ設立<br>代表取締役 (現任)<br>2024年 6 月 当社社外取締役 (現任) | 一株                |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 栄木憲和氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社の事業経営に関する助言・指導を期待したためであります。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
3. 西岡佐知子氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、メディア、広告、広報といったコミュニケーション領域における長年の経験を持つとともに、自身が代表を務める法人を通して幅広い企業のコーポレートコミュニケーション活動に関する豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社の事業経営に関する助言・指導を期待したためであります。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、栄木憲和、西岡佐知子の両氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時も同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行う目的

当社は、2025年4月30日現在、11,902,990,378円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。今般、この欠損金を填補し、財務体質の健全化及び今後の資本政策における柔軟性及び機動性の確保を目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を実施いたします。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えた上で、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えて、欠損額の填補に充当いたします。なお、本件は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数に変更はなく、株主の皆様が所有する株式数に影響はございません。また、資本金及び資本準備金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式総数に影響を及ぼすものではなく、これに伴い1株当たりの純資産額にも変更は生じません。

### 2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えを行います。

#### (1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資 本 金 2,536,206,494円のうち、2,486,206,494円

資本準備金 11,841,807,133円のうち、11,841,807,133円

#### (2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 14,328,013,627円

### 3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、増加したその他資本剰余金14,328,013,627円のうち11,902,990,378円を減少させ、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

#### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 11,902,990,378円

#### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 11,902,990,378円

### 4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生ずる日

2025年8月1日

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区八重洲一丁目8番16号 新槇町ビル1階  
TKP東京駅カンファレンスセンター ホール1B



## ■交通アクセス

東京駅八重洲中央口 徒歩1分

(ご注意) 誠に恐縮ですが、会場駐車場はご用意いたしておりませんので、お車での  
ご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。